

○大多喜町子ども医療費の助成に関する条例

平成23年3月14日

条例第5号

改正 平成24年6月7日条例第20号

平成24年11月16日条例第27号

平成26年12月12日条例第27号

(目的)

第1条 この条例は、子どもの医療に要する費用を負担する保護者に、当該医療費の一部又は全部を助成することにより、子どもの保健対策の充実及び保護者の経済的負担の軽減を図り、もって子どもの保健の向上及び子育て支援の充実に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (2) 保護者 子どもの親権を行う者、未成年後見人その他の者で子どもを現に監護するものをいう。
- (3) 医療保険各法 次に掲げる法律をいう。
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）
 - イ 船員保険法（昭和14年法律第73号）
 - ウ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
 - エ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
 - オ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
 - カ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (4) 医療費 医療保険各法に規定する医療に要する費用をいう。
- (5) 保険給付 医療保険各法の規定による医療に関する給付をいう。
- (6) 一部負担金 医療費の額から医療保険各法の規定により給付される額を控除した額をいう。
- (7) 自己負担金 国、県又は町が公費負担医療制度による給付決定をし

た場合、当該給付を受けた者又はその保護者がその負担能力に応じて負担しなければならない額をいう。

(助成対象者)

第3条 医療費の助成を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する子どもの保護者とする。

(1) 子どもが町内に居住し、住民基本台帳に記録されている者であること。

(2) 保険給付を受けることができる者であること。

(優先関係)

第4条 子どもに係る疾病又は負傷が、他の法令等による公費負担医療制度の対象となるものである場合には、その制度を優先して適用する。

(助成の範囲)

第5条 町長は、子どもの疾病又は負傷について、次に掲げる額を助成する。

(1) 助成対象者が保険給付を受けた場合における医療費のうち、その一部負担に相当する額

(2) 子どもの疾病又は負傷について、他の法令等に基づき公費負担医療制度による給付を受けた場合においては、当該子どもの保護者がその負担能力に応じて負担しなければならない自己負担金に相当する額

2 前項に規定する助成の額は、他の法令等に基づき医療給付を受けたとき又は医療保険各法の規定による付加給付金の支給があったときは、当該助成額からその額を控除するものとする。

(助成の方法)

第6条 子どもの医療費に係る助成は、町の子ども医療費助成事業の実施について委託を受けた病院、診療所、薬局その他の者に助成する額を支払うことにより行う。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、助成する額を助成対象者に支払うことにより行うことができる。

2 前項ただし書の規定による助成を受けようとする助成対象者は、一部負担金又は自己負担金の支払を行った日の翌日から起算して2年以内に助成の申請を行わなければならない。

(受給券の交付)

第7条 子どもの医療費に係る助成を受けようとする助成対象者は、あらかじめ規則の定めるところにより町長に申請し、受給券の交付を受けなければならない。

(届出の義務)

第8条 受給券の交付を受けた助成対象者は、当該受給券に記載された子どもが次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに町長に届け出るとともに、受給券を返還しなければならない。

(1) 第3条各号に規定する要件に該当しなくなったとき。

(2) 前条の規定により申請した内容に変更が生じたとき。

(損害賠償との調整)

第9条 町長は、子どもに係る保険給付について、その原因が第三者の行為によって生じたものであり、かつ、その医療に要する費用の全部又は一部につき、子どもに対する第三者からの損害賠償があったときは、その限りにおいて助成を行わず、又は既に助成した額を返還させることができる。

(助成金の返還)

第10条 町長は、偽りその他不正な行為により医療費の助成を受けた者があるときは、その者から当該助成した額の全部又は一部を返還させることができる。

(報告等)

第11条 町長は、助成に関し必要があると認めたときは、助成対象者に対して報告を求め、又は質問することができる。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(大多喜町児童医療費の助成に関する条例の廃止)

2 大多喜町児童医療費の助成に関する条例(平成19年条例第5号)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の規定は、この条例の施行の日以後に子どもが受けた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に子どもが受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成24年6月7日条例第20号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成24年11月16日条例第27号）

この条例は、平成24年12月1日から施行する。

附 則（平成26年12月12日条例第27号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。